

ふれあい鎌倉ホスピタル（訪問看護及び介護予防訪問看護）運営規程

（事業の目的）

第 1 条 この規程は、医療法人 大樹会 ふれあい鎌倉ホスピタルが設置する指定訪問看護及び 指定介護予防看護（以下「訪問看護」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、訪問看護の円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護・介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護・介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 1. 事業所は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2. 事業所は事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供が出来るよう努めなければならない。

3. 事業所は事業の運営にあたって、関係区市町村及びその保健所や近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第 3 条 1. 事業所は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2. 事業所は、訪問看護を提供するに当たっては、事業所の保健師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称等）

第 4 条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称：ふれあい鎌倉ホスピタル
2. 所在地：神奈川県鎌倉市御成町 9-5

（従業者の職種・員数及び職務内容と権限）

第 5 条 事業所に勤務する従業者の職種・員数及び職務内容は、次の通りとする。

1. 責任者 1 名：
管理者は事業所の従業員の管理及び訪問看護等の利用の申し込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。
2. 看護師（看護師） 2 名：
 - ① ケアマネージャーが作成したケアプランや利用者宅訪問などに基づき利用者の介護ニーズを適切に把握し、利用者の訪問看護計画作成を行う。
 - ② 利用申し込みの連絡調整を行い、訪問看護等の提供にあたる。

3. 看護部長1名：
訪問看護内での業務・運営についての報告を受けると共に、相談に応じることとする。
4. 事務責任者1名：
事務責任者は、的確な経営判断を実行・実現するための計画立案、そして進捗を管理し調整する役割を担う。
5. 組織体制図：別紙1にて添付

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日：月曜日から金曜日までとする。
休日：土曜日・日曜日・国民の祝日及び12月31日から1月3日まで
2. 営業時間：午前8時から午後5時
サービス提供時間：午前9時から午後5時までとする。

（訪問看護の内容）

第7条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 療養上の世話
清拭・洗髪等による清潔の管理・援助・食事（栄養）及び排泄等、日常生活療養上の世話・服薬管理
- (3) 診療の補助
褥創の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (4) リハビリテーションに関すること
- (5) 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談・家族の健康管理
- (6) 認知症の看護

（訪問看護等の利用料とその他の費用の額）

第8条 1. 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスである場合は、その1割/2割/3割の額とする。

		【予防訪問看護】			【訪問看護】		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
負担割合／提供時間	30分未満	422円	845円	1267円	441円	882円	1323円
		382単位			399単位		
	60分未満	612円	1222円	1833円	635円	1269円	1903円
		553単位			574単位		
	90分未満	933円	1799円	2699円	933円	1866円	2798円
		814単位			844単位		

[訪問診療]		居宅療養管理指導料		
		医師が訪問した場合 (月2回限度)	複数名 同一敷地内：2～9名	複数名 同一敷地内：10名以上
負担割合	1割	299円	287円	260円
	2割	598円	574円	520円
	3割	897円	861円	780円
		299単位	287単位	260単位

2. 前項に定める額その他、訪問診療・訪問看護（医療保険）等に要した交通費として、次に掲げる額の支払いを利用者から受けることができるものとする。

- 1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートル～5キロメートル未満 200円
- 2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5キロメートル～10キロメートル未満 300円
- 3) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上 500円

3. 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行ない、利用者の同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、鎌倉市・逗子市とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第10条 1. 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
2. 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（不在代行：看護体制）

第11条 担当看護師が不在又は事故により職務の遂行をすることができないときは、原則として他スタッフが代行者としてその職務を遂行する。

但し、当訪問看護は、担当制を取っており、利用者の意向によってはこの限りではなく振替え対応とする。

【体調不良の看護師の交代基準】

- 1 37.5℃以上・咳があつて感染の危険性がある時。
- 2 本人が困難と判断した場合、管理者の判断により交代する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 12 条 1. 事業者は、従業員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。
- 1) グループ全体研修会 年5回
 - 2) 専門部会別研修 年2回
 - 3) 本部領域別研修 ①在宅看護 ②認知症看護
2. 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. 苦情対応
- ① 利用者は、提供されたサービスに対して苦情がある場合には、当事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができる。
 - ② 当事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。
 - ③ 当事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な扱いをすることはしない。
5. この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、医療法人 大樹会 ふれあい鎌倉ホスピタルと事業所の管理者との協議により定めるものとする。

(事故対応について)

- 第 13 条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合にはすみやかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- ① 当該事業所は前項の事故及び、その事故に際してとった処理について記録する。
 - ② 利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により、事業所における過失で賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第 14 条 1. 感染症の予防及びまん延防止のための従業員に対する研修及び訓練の実施
2. その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催・指針整備等)

(虐待の防止のための措置)

- 第 15 条 1. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他、虐待防止のために必要な措置(指針整備等)
2. 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第 16 条 男女雇用機会均等法等のため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- ② 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- ③ その他ハラスメント防止のために必要な措置

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施・再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

(附則)

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

改訂 令和 3 年 2 月 1 日

改訂 令和 3 年 6 月 1 日

改訂 令和 4 年 4 月 1 日

改訂 令和 6 年 6 月 1 日

以上

